

訂 正 願

令和 6 年 12 月 5 日

総 務 大 臣 様
大阪府選挙管理委員会委員長 様



政治団体の名称 ますちとさおり後援会
会計責任者の氏名 榎本沙織 (印)
提出者の氏名 上浦 林早子

令和 6 年 2 月 2 日に提出した令和 5 年分の収支報告書について、下記の理由により訂正の必要が生じたので、別添のとおり訂正をお願いいたします。

記

(訂 正 理 由)

誤記入の為

(備 考)

会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)		1	1	4
(本年の収入額)		1	1	4
支 出 総 額		9	8	6
翌年への繰越額		1	4	3

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員数 (党費又は会費を納入した人の数)				0

(2) 寄 附

ア 寄附 (イを除く。) の区分	金 額	備 考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附	十億 百万 千 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政 党 匿 名 寄 附		
合 計 (ア+イ)		

(7) 寄 附 の 内 訳

(7) 寄 附 の 内 訳					寄附者の区分	1. 個人 2. 法人その他の団体 ③ 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額					住所 (団体にあつては、 主要な事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考
日本維新の会 大阪統支部				500000	5.2.13	大阪市長の府内行員19番16号 三栄長堀ビル2F	吉村洋文	
日本維新の会 大阪維新の会				166888	5.11.10	同上	同上	
こ の 頁 の 小 計				611000				
そ の 他 の 寄 附				0				
合 計				611000				

（その 1）

（ 年 月 日開催分）

収 支 報 告 書

（ふ り が な）

1 政治団体の名称

〒 533-0032

2 主たる事務所の所在地

3 代表者の氏名

4 会計責任者の氏名

ますもとさおりこうえんかい
ますもとさおり後援会
大阪府大阪市東淀川区淡路5-8-10トワ・ジール303号室
榎本 沙織
榎本 上浦 扶早子

事務担当者の氏名

（電話）

（電話）



資金管理団体の指定の有無

☒	有
☐	無
公職の種類	大阪 市 議 会 議 員 （ 現 ・ 候 ）
（選挙区）	東 淀 川 区 選挙区
資金管理団体の届出をした者の氏名	榎本 沙織

資金管理団体の指定の期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

「□」内には、該当するものに「✓」を記入すること。

政治団体の区分

☐	政 党
☐	政 党 の 支 部
☐	政 治 資 金 団 体
☐	政治資金規正法第 18 条の 2 第 1 項の規定による政治団体
☒	そ の 他 の 政 治 団 体
☐	そ の 他 の 政 治 団 体 の 支 部

活動区域の区分

☐	2 以上の都道府県の区域等
☒	同一の都道府県の区域内

国会議員関係政治団体の区分

☐	政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 1 号に係る国会議員関係政治団体
☐	政治資金規正法第 19 条の 7 第 1 項 第 2 号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名	
公職の種類	（ 現 ・ 候 ）

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和	年	月	日から
令和	年	月	日まで

団体コード	年分	届出年月日	解散年月日	告示用コード
CA0261	R 0 5 R	0 6 0 2 0 2 R		2 0 4 6 4 0

0423

収 支 の 状 況

(その2)

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)		1	130	000
支 出 総 額	十億	百万	千	円
翌年への繰越額				0
		9	864	81
		1	435	19

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円
員数(党費又は会費を納入した人の数)				0
				0

(2) 寄 附

ア 寄附(イを除く。)の区分	金 額	備 考
(ア) 個人からの寄附	十億 百万 千 円	
(うち特定寄附)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		
(ウ) 政治団体からの寄附		
小計(ア)+(イ)+(ウ)	1 130 000	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの)		
イ 政党匿名寄附		
合 計(ア+イ)	1 130 000	

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳							寄附者の区分			
							① 個人 2. 法人その他の団体 3. 政治団体			
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金 額						年 月 日	住所 (団体にあっては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあって は、代表者の氏名)	備 考
	十億	百万	千	円						
榎本 沙織			500	0000			5.2.2	大阪市大正区三軒家東2丁目2番69号 キングスクエアヴィレッジ大阪1114号室	大阪市議会議員	
こ の 頁 の 小 計				500	0000					
そ の 他 の 寄 附				30	0000					
合 計				530	0000					

(その7)

(7) 寄 附 の 内 訳							寄附者の区分		1. 個人 2. 法人その他の団体 (3.) 政治団体		
寄附者の氏名 (団体にあつては、その名称)	金 額						年 月 日	住所 (団体にあつては、 主たる事務所の所在地)	職業 (団体にあつて は、代表者の氏名)	備 考	
日本維新の会 大阪府支部			十億		百万	5000000	円	5.2.13	大阪市島之内1丁目17番16号 三栄ビル	吉村洋文	
同上						1000000		5.11.10	同上	同上	
こ の 頁 の 小 計						6000000					
そ の 他 の 寄 附							0				
合 計						6000000					

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項 目	金 額										備 考	
	十億		百万		千		円				本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経常経費												
(1) 人件費										0		
(2) 光熱水費						25	46	5				
(3) 備品・消耗品費						95	27	4				
(4) 事務所費					42	39	37					
小計					54	46	76					
2 政治活動費												
(1) 組織活動費										0		
(2) 選挙関係費										0		
(3) 機関紙誌の発行費					43	89	01					
(ア機関紙誌の発行事業費)					10	12	10					
(イ宣伝事業費)					33	76	91					
(ウ政治資金パーティー開催事業費)										0		
(エその他の事業費)										0		
(4) 調査研究費										0		
(5) 寄附・交付金										0		
(6) その他の経費						29	04					
小計					44	18	05					
合 計					98	64	81					

(その14)

[illegible]

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳										項目別区分 備品・消耗品費			
支 出 の 目 的	金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあっては、主たる事務 所の所在地）	備 考	
			十億		百万		千		円				
こ の 頁 の 小 計									0				
そ の 他 の 支 出							9	5	2	7	4		
合 計							9	5	2	7	4		

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳							項目別区分 事務所費									
支 出 の 目 的	金 額							年 月 日	支 出 を 受 け た 者 の 氏 名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所（団 体にあつては、主たる事務 所の所在地）	備 考					
事務所契約			十億		百万	1	7	9	2	3	7	円	5.5.7	貸貸大阪(株)西中島店	大阪市淀川区西中島 3丁目19番13号	

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 機関紙の発行事業費 (機関紙発行費)							
支出の目的	金額										年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考			
原稿・印刷費			十億			百万	1	0	1	2	1	0	円	5.9.8	(株)デザインビレッジ	大阪市北区梅田1丁目2番2号 大阪駅前第ニビル5-6号室	
この頁の小計									1	0	1	2	1	0			
その他の支出													0				
合計									1	0	1	2	1	0			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (自転車購入・他)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考
宣伝用自転車購入費			十億			百万		千	円	5.2.22	(株)トップアース	大阪府吹田市南吹田 3丁目9番8号	
この頁の小計								5	5	5	0	0	
その他の支出								3	1	5	0	4	
合 計								8	7	0	0	4	

(その15)

[illegible]

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (ポスティング)			
支出の目的	金額									年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団 体にあつては、主たる事務 所の所在地)	備考
ポスティング			十億		百万			千	円	5.4.13	ホスCOM(株)	大阪市西区北堀江1丁目2番1号 四ツ橋ビル8FE	
この頁の小計								1	2	4	7	4	0
その他の支出								4	9	8	5	2	
合計								1	7	4	5	9	2

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (フルゾン・他)			
支 出 の 目 的		金 額								年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備 考
			十億		百万		千		円				
こ の 頁 の 小 計									0				
そ の 他 の 支 出							1	9	9	0	0		
合 計							1	9	9	0	0		

(その15)

(3) 政治活動費の内訳										項目別区分 宣伝事業費 (調査費)			
支出の目的	金額								年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団 体にあっては、主たる事務 所の所在地)	備考	
		十億		百万		千		円					
この頁の小計								0					
その他の支出						1	1	0	0				
合計						1	1	0	0				

(その15)

[illegible]

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	☐	☒	
イ 建 物	☐	☒	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	☐	☒	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	☐	☒	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	☐	☒	
カ 金 銭 信 託	☐	☒	
キ 有 価 証 券	☐	☒	
ク 出 資 に よ る 権 利	☐	☒	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	☐	☒	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	☐	☒	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	☐	☒	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	☐	☒	

宣 誓 書

添 付 書 類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書 (政党及び政治資金団体に限る。)
- 3 政治資金監査報告書 (国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 6 年 2 月 2 日

政治団体の名称 ますもとさおり後援会

会計責任者の氏名 上浦扶早子(上浦)

解散の場合のみ下欄を記入すること

(代 表 者 の 氏 名)

- (備考) 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りではない。